

日本赤十字社企業年金基金給付規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社企業年金基金（以下「基金」という。）の行う年金給付及び一時金給付（以下「給付」という。）の手續きに関する基準を定めて、給付に関する業務を適正かつ迅速に処理することを目的とする。

第2章 年 金

(裁定の請求)

第2条 老齢給付金（年金として支給する老齢給付金をいう。以下同じ。）について、日本赤十字社企業年金基金規約（以下「規約」という。）第46条の規定による裁定を受けようとする者は、年金裁定請求書（様式第1号）をこの基金に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、規約第46条第5項による確認が行われた場合は、第1号に定める書類は添付することを要しない。

(1) 生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類

(2) その他規約で定める給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類

(生存に関する届出の提出)

第3条 老齢給付金の受給権者は、基金の定める日（以下「指定日」という。）までに、生存に関し自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書）を、この基金に提出しなければならない。

2 前項に規定する指定日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 毎年誕生日の属する月の末日

(2) 前号の規定のほか、基金が必要と認める者に対し基金が特別現況調査を行う場合においては、当該調査の際指定する日

3 第1項に規定する届書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める届書とする。

(1) 前項第1号の届書にあつては、年金受給権者現況届（様式第2号）

(2) 前項第2号の届書にあつては、現況調査票（様式第3号）

4 第1項の規定は、第2項第2号に該当する場合を除き、次の各号のいずれ

かに該当する場合には、適用しない。

- (1) 当該老齢給付金の裁定が行われた日以後1年以内に指定日が到来するとき。
- (2) 基金の委託を受けた企業年金連合会が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けた場合であって、基金により、生存の事実が確認されたとき。

（氏名変更の届出）

第4条 老齢給付金の受給権者及び規約第62条の規定による脱退一時金の支給繰下げ者は、その氏名を変更したときは、速やかに氏名・住所・受取方法変更届（様式第4号）を、この基金に提出しなければならない。

2 前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 年金証書
- (2) 氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本又は住民票

（住所変更の届出）

第5条 老齢給付金の受給権者及び規約第62条の規定による脱退一時金の支給繰下げ者は、その住所を変更したときは、速やかに氏名・住所・受取方法変更届（様式第4号）を、この基金に提出しなければならない。

（受取方法の変更の届出）

第6条 老齢給付金の受給権者は、支払先として希望する金融機関等を変更しようとするときは、氏名・住所・受取方法変更届（様式第4号）を、この基金に提出しなければならない。

（死亡の届出）

第7条 老齢給付金の受給権者及び規約第62条の規定による脱退一時金の支給繰下げ者が死亡したときは、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第99条の規定による届出義務者は、30日以内に死亡届（様式第5号）を、この基金に提出しなければならない。

2 前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 年金証書
- (2) 受給権者の死亡を証する書類

（未支給の年金の請求）

第8条 老齢給付金の受給権者が死亡した場合において、規約第52条の規定による未支給の年金を受けようとする者は、未支給年金・一時金請求書（様式第6号）を、この基金に提出しなければならない。この場合において、請求者が規約第52条第3項の規定に該当するものであるときは、あわせて第

2条の規定の例による請求書及びこれに添えるべき書類を、この基金に提出しなければならない。

- 2 前項の未支給年金請求書には、規約第52条第4項の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる書類を添えなければならない。

第3章 一時金

(一時金として支給する老齢給付金の請求)

第9条 老齢給付金の受給権者が規約第58条に規定する一時金として支給する老齢給付金を受けようとするときは、選択一時金裁定請求書(様式第7号)を、この基金に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、年金裁定請求書(様式第1号)を同時に提出するときにおいては、適用しない。
- 3 第1項の請求には、年金証書を添えなければならない(年金受給中の場合に限る。)
- 4 規約第58条第1項ただし書の規定により、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する日までの間に当該老齢給付金に代えて一時金を請求する場合は、規約第58条第1項各号の特別な事情があることを明らかにすることができる書類を、一時金請求事由該当届(様式第8号)とともに基金に提出しなければならない。

(脱退一時金の裁定請求及び繰下げの申出)

第10条 脱退一時金について、規約第46条の規定による裁定を受けようとする者は、脱退一時金裁定請求書兼中途脱退者選択書(様式第9号)を、この基金に提出しなければならない。

- 2 規約第62条の規定による支給の繰下げを申し出ようとする者は、脱退一時金裁定請求書兼中途脱退者選択書(様式第9号)を、この基金に提出しなければならない。

(遺族給付金の裁定請求)

第11条 一時金として支給する遺族給付金について、規約第46条の規定による裁定を受けようとする者は、遺族一時金裁定請求書(様式第10号)を、この基金に提出しなければならない。

- 2 前項の請求には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 死亡した加入者、規約第62条の規定による脱退一時金の支給繰下げ者又は老齢給付金の受給権者の死亡を証する書類
 - (2) 規約第46条第4項の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる書類

(未支給の一時金の請求)

- 第12条 遺族給付金又は脱退一時金の受給権者が死亡した場合において、規約第52条の規定による未支給の一時金を受けようとする者は、未支給年金・一時金請求書(様式第6号)を、この基金に提出しなければならない。この場合において、請求者が規約第52条第3項の規定に該当する者であるときは、あわせて、第10条又は前条の規定の例による請求書及びこれに添えるべき書類を、この基金に提出しなければならない。
- 2 前項の請求には、規約第52条第4項の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる書類を添えなければならない。

(中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換)

- 第13条 中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換を選択しようとする者は、脱退一時金裁定請求書兼中途脱退者選択書(様式第9号)をこの基金に提出しなければならない。

第4章 雑 則

(日本赤十字社厚生年金基金の独自給付の取扱い)

- 第14条 基金は、日本赤十字社厚生年金基金(以下「旧基金」という。)に係る権利義務を承継したことにより支給することとなった給付であって、旧基金の基本年金額のうち代行年金額及び基本上乗せ年金額に相当する部分以外の給付(以下「旧基金の独自給付」という。)を補てんする。
- 2 前項の支払及び支払期月は、次の各号のとおりとする。
- (1) 旧基金の独自給付のうち、在職老齢年金、高年齢雇用継続給付及び失業給付に係る給付の場合
- 年2回、4月から9月までの分を翌年3月に、10月から翌年3月までの分を翌年9月にそれぞれ支払うものとする。
- (2) 旧基金の独自給付のうち、遺族厚生年金、障害厚生年金及び老齢厚生年金の受給要件に係る給付の場合
- 年6回、2月、4月、6月、8月、10月及び12月とし、その前月までの分を支払うものとする。
- 3 この規程に定めのない旧基金の独自給付に関する事項については、別途、内規に定める。

(年金を支払う場合の端数処理)

- 第15条 この基金が年金給付を支払う場合において、その支払額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
- 2 前項の端数処理は、第1標準年金額及び第2標準年金額のそれぞれについて行うものとする。

(年金給付支払の一時差し止め)

第16条 老齢給付金の受給権者が、正当な理由がなく第3条の規定(同条第4項の各号に該当する場合を除く。)による届出をしないときは、届出があるまでの間、老齢給付金の支払を一時差し止めることができる。

(年金証書の再交付の申請)

第17条 老齢給付金の受給権者は、年金証書を滅失し、又はき損したときは、当該年金証書の再交付をこの基金に申請することができる。

2 老齢給付金の受給権者は、前項の申請をしようとするときは、年金証書再交付申請書(様式第11号)を、この基金に提出しなければならない。

3 年金証書をき損したことにより前項の申請書を提出するときは、これに当該年金証書を添えなければならない。

(給付の制限)

第18条 規約第51条第2項の各号又は同条第3項に該当する場合の給付については、基金にて協議のうえ給付の全部又は一部を行わないものとする。

(証明書の省略)

第19条 この規程によって請求書又は届書に市町村長の証明書を添えなければならない場合であっても、請求書又は届書に相当の記載を受けたときは、証明書の添付は要しないものとする。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年2月17日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

第2条 第14条第2項第1号の規定にかかわらず、平成30年8月分から令和元年9月分までに係る給付は、令和2年3月に支払うものとする。

附 則

この規程は、令和3年6月15日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

【註】様式第1号～11号 略